

事 務 連 絡  
平成18年 9 月 13日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(台湾産ウーロン茶及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年8月4日付け食安輸発第0804004号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、台湾産ウーロン茶において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品  
台湾産ウーロン茶及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目  
残留農薬

(違反事例)

- 品 名：ウーロン茶
- 生産国：台湾
- 製造者：TEH HONG TEA CO., LTD.
- 検査結果：ブロモプロピレート 0.3ppm（基準：0.1ppm）
- 検 疫 所：福岡検疫所門司検疫所支所

(届出受付番号：第91001217520号1欄)

6. 輸 入 者：株式会社アプリス